

## 令和4年第3回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題	
第39号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………		1
第40号議案	交通児童遊園建替工事（建築）の請負契約について……………		6
第41号議案	藤山台保育園建替工事（建築）の請負契約について……………		7
第42号議案	藤山台保育園建替工事（機械）の請負契約について……………		8
第43号議案	高座保育園建替工事（機械）の請負契約について……………		9

## 第 39 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第45条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第13項中「第321条の8第65項」を「第321条の8第67項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防

止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第20条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第26条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項から第34項まで、第36項若しくは第40項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 第40号議案

### 交通児童遊園建替工事（建築）の請負契約について

交通児童遊園建替工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をした  
いので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条  
例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 交通児童遊園建替工事（建築）
- 2 契 約 金 額 310,750,000円
- 3 契約の相手方 春日井市小木田町260番地  
株式会社中山建設
- 4 工 事 内 容 鉄骨造平屋建  
建築面積 1,353.92㎡  
延べ面積 1,321.13㎡

## 第41号議案

### 藤山台保育園建替工事（建築）の請負契約について

藤山台保育園建替工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月11日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 藤山台保育園建替工事（建築）
- 2 契 約 金 額 574,200,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目75番地  
株式会社高柳組
- 4 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造2階建  
建築面積 1,126.64㎡  
延べ面積 1,989.84㎡



第 42 号議案

藤山台保育園建替工事（機械）の請負契約について

藤山台保育園建替工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をした  
いので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条  
例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 藤山台保育園建替工事（機械）
- 2 契 約 金 額 1 5 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町 7 丁目 53 番地  
丸水設備株式会社
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

## 第43号議案

### 高座保育園建替工事（機械）の請負契約について

高座保育園建替工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月11日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 高座保育園建替工事（機械）
- 2 契 約 金 額 167,750,000円
- 3 契約の相手方 春日井市篠木町2丁目1310番地224  
株式会社ウカイ設備
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式